

会 費 規 程

第1条 会費は年額とし、会員区分により以下の通りとする。

会員区分		会費
正会員	ケーブルテレビ事業を行う法人	次の2つの算定方法による額の大きい方を会費とする。 算定方法1 年度末のセットトップボックス契約世帯数×2円/月 ×12 算定方法2 総接続世帯数 5千世帯未満 5万円 5千世帯以上 3万世帯未満 10万円 3万世帯以上 10万世帯未満 20万円 10万世帯以上 30万円
	ケーブルテレビ事業を統括する法人	50万円
賛助会員	ケーブルテレビ事業に関する個人 または団体	団体 50万円 但し、特別賛助会員は300万円
		個人 1万円

第2条 会費は、入会月によらず年度会費とする。

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

第4条 この規程は、平成21年10月1日から施行する。

2 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。